

マイクロバス運行管理規程

（目的）

第1条 本規程は、当社が保有するマイクロバスの運行並びに管理について必要な事項を定め、道路交通法その他関係法令を遵守し、交通事故の防止及び安全運行の確保を図ることを目的とする。

また、マイクロバスの使用は、当社の事業と従業員に関する送迎並びにボランティア活動に関する送迎に限定する。

（適用範囲）

第2条 本規程は、当社の従業員、その他会社の許可を受けてマイクロバスを運転する者（以下「運転者」という）に適用する。

（安全運転管理者等の選任）

第3条 会社は、道路交通法その他関係法令に基づき、安全運転管理者及び必要に応じ副安全運転管理者を選任する。また、安全運転管理者は、次に掲げる事項を統括管理する。

- （1）運転者の安全運転指導
- （2）運転日誌の管理
- （3）アルコールチェックの実施及び1年間の記録管理
- （4）車両点検状況の確認
- （5）事故発生時の対応及び再発防止
- （6）その他安全運行に必要な事項

（運転者の資格）

第4条 運転者は、該当車両を運転可能な運転免許証（中型免許以上、または限定解除された旧普通免許等）を保有し、かつ会社の運転許可を受けた者でなければならない。

（点呼及びアルコールチェック）

第5条

- （1）運転者は、乗務前および乗務後に、安全運転管理者またはその代理者による対面（またはそれに準じる方法）での点呼を受けなければならない。
- （2）運転者は、点呼時には車両点検の有無、酒気帯びの有無、健康状態、疲労状況等について確認を受けるものとする。
- （3）安全運転管理者は、運転者に正常運転をできない恐れがあること等を確認した場合には、運転者に対して運転中止等の指示を行わなければならない。
- （4）安全運転管理者は、運転者に対しアルコール検知器を用いた酒気帯び確認を実施し、

その結果を記録しなければならない。

- (5) 安全運転管理者は、アルコールチェックを含めて記録した運転日誌を1年間保管するものとする。

(車両管理)

第6条 車両の点検および整備は、日常点検、法定点検、臨時整備により実施する。

(1) 日常点検の実施

運転者は、運行を開始する前に、国土交通省の定める基準に従い、日常点検（タイヤの空気圧、ブレーキの効き、灯火類の点灯など）を実施しなければならない。また、異常が確認された場合は、運転日誌に記録し車両管理責任者に報告しなければならない。

(2) 法定定期点検の実施

車両管理責任者は、法令に定められた定期点検（3ヶ月毎、12ヶ月毎）を計画的に実施しなければならない。

(3) 車両点検管理簿の作成と保管

車両管理責任者は、車両ごとに「車両点検管理簿」を作成し、日常点検、定期点検整備記録簿、点検および整備にかかる請求書、見積書の控えを、法令の規定に従い、1年間以上保管するものとする。

(4) 不具合時の対応と記録

日常点検および運行中に異常や故障を発見した場合、運転者は直ちに車両の運行を中止し、車両管理責任者へ報告のうえ、必要な整備、修理を実施しなければならない。また、臨時で実施した修理や部品交換の内容は、車両点検管理簿に記載し、履歴を管理する。

(禁止事項)

第7条 運転者は次の行為をしてはならない。

- (1) 酒気帯び運転
- (2) 過労、病気、薬物影響下での運転
- (3) 運転中の携帯電話等の使用
- (4) 著しい速度超過または危険運転
- (5) 運行目的外での車両使用
- (6) その他法令または安全運転に反する行為

(運行計画)

第8条

- (1) 運転者は事前に目的地、走行経路、走行時間を確認し、安全かつ合理的な運行計画に基づいて運転しなければならない。

- (2) 河川管理用通路（堤防）は道幅が狭く危険を伴うため走行をしてはならない。
- (3) 悪天候、道路状況その他安全運行に支障がある場合は中止または変更するものとする。

（過労運転の防止）

第9条

- (1) 会社及び安全運転管理者は、運転者が過労状態で運転することを防ぐため、適切な休憩時間および勤務管理を行わなければならない。
- (2) 運転者は、疲労、睡眠不足、体調不良等により安全運転に支障がある場合、速やかに申し出なければならない。

（事故発生時の措置）

第10条

- (1) 運転者は、事故または災害が発生した場合、直ちに車両を停止し、負傷者の救護および二次災害の防止措置を講じなければならない。
- (2) 運転者は、速やかに警察および必要に応じ消防へ通報するとともに、会社へ報告しなければならない。
- (3) 事故発生時には、ドライブレコーダー記録その他事故関連資料の保全に努めなければならない。
- (4) 会社は、事故原因を調査し、再発防止策を講じるものとする。

（利用の条件）

第11条

- (1) マイクロバスを利用する者は、あらかじめ所定の「団体送迎サービス利用同意書」を当社に提出しなければならない。
- (2) 未成年者、障害者等が利用する場合は、保護者、介護者等の責任者が同意書に署名と同時に、保護者、介護者等が同乗しなければならない。
- (3) マイクロバスの利用は前項に定める団体送迎サービス利用同意書の提出が完了し、当社がそれを承諾したときに開始されるものとする。

（利用の拒絶および制限）

第12条 当社は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合、マイクロバスの利用を認めず、または利用の承認を取り消すことができる。

- (1) 所定の同意書が提出されない場合
- (2) 同意書に虚偽の記載があった場合
- (3) その他、利用者が本規程の定める手続きに従わない場合

(乗車人員)

第 13 条

- (1) マイクロバスの乗車人員は、運転者を含み、自動車検査証(車検証)に記載された乗車定員(26 人乗り)以内とする。
- (2) 前項の規定にかかわらず、安全運行および効率的な運行を確保するため、最小遂行人員(運転者を除き 15 名以上)を満たさない場合は、運行を認めないことができる。
- (3) 幼児を同乗させる場合、幼児 3 名を大人 2 名として換算する。

(規程の所管、見直し)

第 14 条 本規程は、人事グループの所管として、法令の改正、社会情勢の変化、または社内実態の変動に応じて、改定を図るものとする。

附則

- 1. この規程は令和 8 年 6 月 1 日より施行する。